

寄附税制の概要（法人税）

	国・地方公共団体 に対する寄附金 <例> ・公立高校 ・公立図書館 など	指定寄附金 公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの <例> ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根の募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など	特定公益増進法人 に対する寄附金で法人の主たる目的である業務に関連するもの（注1） 【特定公益増進法人】 ○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○学校法人等 ○社会福祉法人 ○更生保護法人	認定特定非営利活動法人等 に対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの（注1）	一般寄附金
寄附金の区分					
寄附をした者の取扱い	全額損金算入（注2）	全額損金算入	以下を限度として損金算入 （資本金等の額（注4）の0.375%＋所得金額の6.25%）× 1/2 （注3）		以下を限度として損金算入 （資本金等の額（注4）の0.25%＋所得金額の2.5%）× 1/4

（注1） 出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金（例：寄附金の用途を出資業務に限定して募集された寄附金）を除く。

（注2） 認定地方公共団体のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金については、全額損金算入に加えて、（寄附金×40%－住民税からの控除額）と寄附金×10%とのうちいずれか少ない金額の税額控除（法人税額の5%を限度）ができる。

（注3） 特定公益増進法人及び認定特定非営利活動法人等に対して法人が支出した寄附金のうち損金算入されなかった部分については、一般寄附金とあわせて（資本金等の額（注4）の0.25%＋所得金額の2.5%）×1/4を限度として損金算入される。

（注4） 令和4年4月1日以後開始する事業年度においては、資本金及び資本準備金の額。